

8-2	耐震改修工事	1 コンクリートの類別及び強度、品質	レディーミクストコンクリートの類別 [8.1.3][表8.1.1] ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・建築基準法第37条二のの規定に基づく大臣認定コンクリート 設計基準強度： ※普通コンクリート ・軽量コンクリート(・1種 ・2種) [8.1.3][8.1.4] ※設計基準強度、適用箇所、スラブは図示による。 合板せき板を用いる場合の打込仕上げ： ・A種 ・B種 ・C種 [8.1.4][表8.1.4] コンクリートの仕上りの平たんさ ・a種 ・b種 ・c種 [8.1.4][表8.1.5]																						
		2 鉄骨製作工場	・監督員の承諾する製作工場 [8.1.5] ・建築基準法第7条の4第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた ㈱日本鉄骨評価センター又は ㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「 グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場																						
		3 施工管理技術者	※適用する [8.1.6]																						
		4 鉄筋の種類	[8.2.1][表8.2.1] <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">種類の記号</th><th colspan="2">呼び名(mm)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・SD295</td><td>・D16以下</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・SD345</td><td>・D19以上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	種類の記号		呼び名(mm)		・SD295	・D16以下			・SD345	・D19以上			・									
種類の記号		呼び名(mm)																							
・SD295	・D16以下																								
・SD345	・D19以上																								
・																									
		5 溶接金網	網目の形状：※いゞろ溶接金網 ・ [8.2.2] <table border="1"><thead><tr><th>寸法(たて×よこ)(mm)</th><th>鉄筋の径または呼び(mm)</th></tr></thead><tbody><tr><td>※100×100</td><td>※6.0</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></tbody></table>	寸法(たて×よこ)(mm)	鉄筋の径または呼び(mm)	※100×100	※6.0	・	・																
寸法(たて×よこ)(mm)	鉄筋の径または呼び(mm)																								
※100×100	※6.0																								
・	・																								
		6 あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰ	引張耐力、せん断耐力：※図示 ・構造特記図面の記載による ﾌｾﾞﾝｶｰ筋の径、埋込み長さ：※図示 ・構造特記図面の記載による あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰの材料 ・金属拡張ﾌｾﾞﾝｶｰ 金属系ﾌｾﾞﾝｶｰの接合筋の種類、径、長さ：※図示 ※接着系ﾌｾﾞﾝｶｰ(※ｶﾞﾙﾌﾞ方式の回転打撃式 ・) 接着系ﾌｾﾞﾝｶｰ筋の種類：※図示 接着系ﾌｾﾞﾝｶｰの新設壁内への定着長さ：※図示																						
		7 セメントの種類	※普通ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾄﾞﾞﾝセメント、高炉セメントA種、立石セメントA種又はﾌﾗｲｱｯｼｬセメントA種 [8.2.5][表8.2.3] 普通ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾄﾞﾞﾝセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 <table border="1"><thead><tr><th>水和熱</th><th>7 d</th><th>352J/g以下</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>2 8 d</td><td>402J/g以下</td></tr></tbody></table> ・普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ・高炉セメントB種 (適用箇所：) ・ﾌﾗｲｱｯｼｬセメントB種 (適用箇所：)	水和熱	7 d	352J/g以下		2 8 d	402J/g以下																
水和熱	7 d	352J/g以下																							
	2 8 d	402J/g以下																							
		8 骨材の品質	ｱﾙｶﾘ反応性による区分 [8.2.5] ・ A ※B (コンクリート中のｱﾙｶﾘ総量Rt=3.0kg/m)																						
		9 混和材料の種類	※混和剤 ・混和材(※JIS A 6202による膨脹材 ・) [8.2.5]																						
		10 型枠	ｽﾘｰﾌﾞの材料、規格等 ※図示 [8.2.7]																						
		11 鋼材	鋼材の材質 [8.2.8][表8.2.7] <table border="1"><thead><tr><th>種類の記号</th><th colspan="2">適用箇所</th><th>規格等</th></tr></thead><tbody><tr><td>・SS400</td><td>・基礎</td><td>・基礎梁</td><td>・土間ﾌﾟﾗﾝｸ</td><td>・柱</td><td>・梁</td><td>・ｽﾗﾌﾞ</td><td>・壁</td><td>※JIS規格による</td></tr><tr><td>・SN400B</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※JIS規格による</td></tr></tbody></table> 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験： ・適用 [8.2.14]	種類の記号	適用箇所		規格等	・SS400	・基礎	・基礎梁	・土間ﾌﾟﾗﾝｸ	・柱	・梁	・ｽﾗﾌﾞ	・壁	※JIS規格による	・SN400B								※JIS規格による
種類の記号	適用箇所		規格等																						
・SS400	・基礎	・基礎梁	・土間ﾌﾟﾗﾝｸ	・柱	・梁	・ｽﾗﾌﾞ	・壁	※JIS規格による																	
・SN400B								※JIS規格による																	
		12 高力ボルト	高力ボルトの適用： [8.2.9] ※ﾄﾞﾌﾞﾙ高力ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ ・JIS高力ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ ・溶融亜鉛めっき高力ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ ねじの呼び： ※図示 [8.2.9] 高力ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ接合のすべり試験： ・適用(試験方法：) [8.14.2] JIS高力ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量： ※図示 [8.14.7]																						
		13 溶接材料	[8.2.10](1)及び(2)以外の溶接材料： ※図示 [8.2.10]																						
		14 スタッド	スタッドの種類： ※図示 [8.2.10]																						
		15 モルタル及びグラウト材	モルタルの圧縮強度、フロー値： ※図示 [8.2.6] 柱底均しモルタル [8.2.12] ※無収縮モルタル ・ グラウト材 [8.2.12] ※無収縮グラウト材 (※プレミックス形 ・現場調合形) 無収縮モルタルの品質及び試験方法 ※圧縮強度試験は公的機関で行う [表8.2.10] <table border="1"><thead><tr><th>ブリーディング</th><td>・練混ぜ2時間後のブリーディング率：2.0%以下</td></tr><tr><th>無収縮性</th><td>・材齢 7日：収縮しない</td></tr><tr><th>圧縮強度</th><td>・材齢 3日： N/mm²以上 ・材齢 28日： N/mm²以上</td></tr><tr><th>コンスタンシー</th><td>・ｼｰﾙﾄﾞによる流動時間 8±2秒</td></tr></thead></table> ・供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法)により行う。 ・図示による。	ブリーディング	・練混ぜ2時間後のブリーディング率：2.0%以下	無収縮性	・材齢 7日：収縮しない	圧縮強度	・材齢 3日： N/mm ² 以上 ・材齢 28日： N/mm ² 以上	コンスタンシー	・ｼｰﾙﾄﾞによる流動時間 8±2秒														
ブリーディング	・練混ぜ2時間後のブリーディング率：2.0%以下																								
無収縮性	・材齢 7日：収縮しない																								
圧縮強度	・材齢 3日： N/mm ² 以上 ・材齢 28日： N/mm ² 以上																								
コンスタンシー	・ｼｰﾙﾄﾞによる流動時間 8±2秒																								
		16 基礎工事に用いる材料	・砂利地業： ・再生ｸﾞﾗﾝｳﾞﾗﾝ ・切込砂利 ・切込砕石 [8.2.15] ・砂地業： ・ｼﾞｯﾄﾞ ・山砂 ・川砂 ・砕砂 [8.2.15] ・捨コンクリート地業： ※[表8.1.1] ・左記以外() [8.2.15] ・杭の材料： ※図示 [8.2.15] ・杭の継手の箇所数、材料、工法： ※図示 [8.2.15]																						
		17 鉄筋の組立・加工	90°未満の歪み率の内法直径(mm)： ※図示 [8.3.2][表8.3.1] 柱の配筋 [8.3.4][各部配筋参考図] 帯筋の組立の形：※各部配筋参考図1.1による(種別：※H形・W-I形) ・図示																						

8-2	耐震改修工事	18 鉄筋の継手	継手工法 [8.3.4] <table border="1"><thead><tr><th>継手方法</th><th>呼び名(mm)</th><th>適用箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>・重ね継手</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ガス圧接継手</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・機械式継手</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・溶接継手</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 機械式継手の性能、種類、鉄筋相互のあき： ※図示 [8.4.2] 機械式継手の超音波測定試験： ・適用(試験方法：) [8.4.2] (不合格時の措置：) [8.4.2]	継手方法	呼び名(mm)	適用箇所	・重ね継手			・ガス圧接継手			・機械式継手			・溶接継手														
		継手方法	呼び名(mm)	適用箇所																										
・重ね継手																														
・ガス圧接継手																														
・機械式継手																														
・溶接継手																														
		19 鉄筋の最小かぶり厚さ	※最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6] ・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。 <table border="1"><thead><tr><th>施工箇所</th><th>改修標準表8.3.6の値に加える寸法(mm)</th></tr></thead><tbody><tr><td>柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打込し面</td><td>※10</td></tr></tbody></table>	施工箇所	改修標準表8.3.6の値に加える寸法(mm)	柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打込し面	※10																							
施工箇所	改修標準表8.3.6の値に加える寸法(mm)																													
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打込し面	※10																													
		20 打増し壁に用いるｼﾞｬｯｸ	現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのｼﾞｬｯｸの種類 ※「6 あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰの材料」による 間隔(mm) ※500×500 ・図示 [8.3.7]																											
		21 ガス圧接完了後の試験	圧接部の確認試験 [8.3.8] ※超音波探傷試験 ・引張試験																											
		22 あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰの施工	穿孔前の埋込み配管等の探査方法 [8.12.4] ※電磁波レーダー法 ・電磁誘導法 ・X線法																											
		23 あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰの施工確認試験	※全数の打音検査 [8.12.7] ※引抜き耐力試験 範囲 ※改修標準8.12.7による ・補強壁1枚あたり3本(梁下・柱・床(または梁上)各1本)以上 確認強度 ※あと施工ﾌｾﾞﾝｶｰの確認強度は構造標準図による																											
		24 鉄骨の工作図	高力ボルト及び普通ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.13.2] ※建築改修工事監理指針による ・図示																											
		25 鉄骨工作仮組	※行う [8.13.10]																											
		26 溶接接合	溶接技能者の技量付加試験： ・適用 [8.15.3] 開示の形状： ※鉄骨工事技術指針による ・図示 [8.15.4] 鋼製エンドタブを切断する場合の切断箇所、切断範囲： ※図示 [8.15.7] 板厚が異なる突合せ継手溶接部で低応力域での疲労を受ける部位： ※図示 [8.15.7] スラップの形状： ※図示 [8.15.7] 外観検査の試験方法： ※図示 [8.15.12] 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験： ※行う(全ての溶接部) [8.15.12]																											
		27 錆止め塗料	※工場1回塗り、工事現場1回塗り [8.17.2]～[8.17.4] ・工場2回塗り 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(塗装範囲： ※図示 ・ 塗料の種類：) ※行わない 上記以外 ※改修標準8.17.2(1)による ・図示 SRC造の鉄骨に溶接された鋼製ｽﾘｰﾌﾞ内面の錆止め塗料の種類： ※A s種 ・																											
		28 耐火被覆	[8.18.2][表8.18.3] <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">種別</th><th>建築基準法に基づく耐火性能</th></tr></thead><tbody><tr><td>・耐火材</td><td>・乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ吹付け</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・半乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・湿式ﾛｯｸｰﾙ</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・耐火板張り</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐火材巻付け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ﾌﾗｽﾞ張りﾓﾙﾀﾙ塗り</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐火塗料</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 摩擦面の処理 [8.20.5] ※プラスチック処理 ・りん酸塩処理	種別		建築基準法に基づく耐火性能	・耐火材	・乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ吹付け			・半乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ			・湿式ﾛｯｸｰﾙ			・		・耐火板張り			・耐火材巻付け			・ﾌﾗｽﾞ張りﾓﾙﾀﾙ塗り			・耐火塗料		
種別		建築基準法に基づく耐火性能																												
・耐火材	・乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ吹付け																													
	・半乾式吹付けﾛｯｸｰﾙ																													
	・湿式ﾛｯｸｰﾙ																													
	・																													
・耐火板張り																														
・耐火材巻付け																														
・ﾌﾗｽﾞ張りﾓﾙﾀﾙ塗り																														
・耐火塗料																														
		29 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合	目荒らしの程度 [8.21.3] ※柱・梁面 打継ぎ面の15～30%程度 ※増打ち壁増設 既存壁打継ぎ面の10～15%程度 ※平均深さ2～5mm(最大5～7mm)程度の凹部を施す ・構造標準図による ・図示																											
		30 既存コンクリート面の目荒し	目荒らしの程度 [8.21.3] ※柱・梁面 打継ぎ面の15～30%程度 ※増打ち壁増設 既存壁打継ぎ面の10～15%程度 ※平均深さ2～5mm(最大5～7mm)程度の凹部を施す ・構造標準図による ・図示																											
		31 増設・補強工事のコンクリートの打込み	工法の種類 [8.21.8] 測定名称 測定方法 ※流し込み工法 ・圧入工法 工事に支障となる設備機器等の移設： ※図示 [8.21.2] 既存構造物の撤去範囲： ※図示 [8.21.2] はつり出した鉄筋、鉄骨の処置： ※図示 [8.21.6] 既存部との取合部分の割製補強筋の仕様： ※図示 [8.21.6] 補強工事後の仕上げ： ※図示 [8.21.10]																											
		32 柱補強	・溶接金網巻き工法、溶接閉鎖ﾌﾟﾗﾝｸ巻き工法の打込み工法の種類 [8.23.5] ※流し込み工法 ・圧入工法 ・鋼板巻き工法、帯板巻き付け工法の柱頭柱脚への隙間の設置： ※図示 [8.23.6] ・柱頭柱脚の隙間部間の型枠：※ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ保温材等を埋込む ・図示 [8.23.7] 補強工事後の仕上げ： ※図示																											

8-2	耐震改修工事	33 連続繊維ｼﾞｯﾄﾞ巻き	工法： ※(一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 ・ [8.2.13] 材料・形状：採用した工法の規定を満足するもの [8.2.13] 材質 引張り強度(含浸硬化後)： ・2500N/mm ² 以上 ・3000N/mm ² 以上 ヤング係数(含浸硬化後)： ・2.35×10 ⁴ N/mm ² 程度 ・2.00×10 ⁴ N/mm ² 以上 下地調整における仕上げﾓﾙﾀﾙの除去： ※行う ・行わない ひび割れ部の改修工法(樹脂注入工法)： ※ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ・ﾓﾙﾀﾙ塗り面 [8.24.6] 柱及び梁の隅角部の面取り： ※工法の評価内容による [8.24.6] 連続繊維補強材の強度試験： ・適用(試験数量：) [8.24.6] 補強工事後の仕上げ： ※図示 [8.24.7]																																																																																																			
		34 耐震ｽﾘｯﾄﾞの施工	幅： ※30mm～50mm程度 ・ 深さ： ・ 長さ： ※300mm以上 [8.25.2] 形状 ※完全スリット(※既存鉄筋切断 ・既存鉄筋を 本残す) ・部分スリット(既存コンクリートを厚さ50mm程度残す) 撤去部の補修 ・撤去材と同一材 ※無収縮ﾓﾙﾀﾙ(圧縮強度30N/mm ² 以上) 耐火材の使用箇所、仕様： ※図示 遮音材の使用箇所、仕様： ※図示 [8.26.7][8.26.10][8.26.13][8.26.14][8.26.15][8.26.17][8.27.2][8.27.4][8.27.6][8.27.8][8.27.9] 以下で適用の内容は、全て図示とする。 免震改修 制震改修 ・支承材の材質、諸元、防錆措置、設置許容差 ○ ・減衰材の材質、諸元、防錆措置、設置許容差 ○ ○ ・性能確認試験の項目、数量 ○ ○ ・製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ○ ○ ・既存RC、SRC造の場合の支承材、減衰材の割製補強筋の適用 ○ ・支承材、減衰材設置後の仕上げ、耐火被覆の適用と仕様 ○ ・免震化部分の周囲に設置するexp.Jの仕様、工法 ○ ・検査項目、数量 ○ ○ ・維持管理に必要な計測機器等の設置の有無及び仕様 ○ ・既存鉄骨の撤去範囲、撤去方法、措置 ○ ・既存RC、SRC、S造の場合の減衰材の割製補強筋の適用 ○ ・減衰材設置後の仕上げ ○																																																																																																			
		35 免震・制震改修	・既存杭の一部を撤去する場合の撤去範囲、撤去方法： ※図示 [8.28.2] ・既存杭の杭頭処理、補強の有無、健全性を確認する試験の実施： ※図示 [8.28.2] ・埋戻し及び盛土の工法： ※図示 [8.28.3] ・埋戻し及び盛土材料の種類： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [8.28.3][表8.28.1]																																																																																																			
		36 耐震改修に伴う土工	・試験杭の位置、本数、寸法、施工方法： ※図示 [8.28.4] ・杭の載荷試験の適用(試験方法は図示)： ※鉛直載荷試験・水平載荷試験 [8.28.4] 試験方法、試験杭の位置、本数、載荷荷重、報告書の記載事項： ※図示 ・地盤の載荷試験の適用(試験方法は図示)： ※平板載荷試験 [8.28.4] 試験方法、試験位置、載荷荷重、報告書の記載事項： ※図示 ・支持層の位置、土質： ※図示 [8.28.4] ・杭の支持層への根入れ長さ、杭の水平方向の位置ずれの精度： ※図示 [8.28.4] ・杭地業の工法、杭の寸法、杭頭処理の有無、記録する施工状況： ※図示 [8.28.4] ・杭を溶接継手とする場合の技能資格者の技量及び溶接部の確認： ※図示 [8.28.4]																																																																																																			
		37 耐震改修に伴う地業工事	・試験杭の位置、本数、寸法、施工方法： ※図示 [8.28.4] ・杭の載荷試験の適用(試験方法は図示)： ※鉛直載荷試験・水平載荷試験 [8.28.4] 試験方法、試験杭の位置、本数、載荷荷重、報告書の記載事項： ※図示 ・地盤の載荷試験の適用(試験方法は図示)： ※平板載荷試験 [8.28.4] 試験方法、試験位置、載荷荷重、報告書の記載事項： ※図示 ・支持層の位置、土質： ※図示 [8.28.4] ・杭の支持層への根入れ長さ、杭の水平方向の位置ずれの精度： ※図示 [8.28.4] ・杭地業の工法、杭の寸法、杭頭処理の有無、記録する施工状況： ※図示 [8.28.4] ・杭を溶接継手とする場合の技能資格者の技量及び溶接部の確認： ※図示 [8.28.4]																																																																																																			
		9 1 石綿含有建材の処理	石綿含有建材の事前調査 [1.5.1] 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形版、建築材料等の使用の有無について調査するとともに記録の写しを現場に備え置く。また、発注者への説明、関係法令等に基づき官公署へ報告を行う。 調査範囲 ・工事範囲 ・図示 ・ 貸与資料 ・石綿含有調査資料(JIS A 1481-1) ・ ・分析による石綿含有建材の実施 [1.5.1] 分析方法 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">材料名</th><th colspan="2">定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr><tr><td>・ JIS A 1481-1</td><td>・ JIS A 1481-3</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ JIS A 1481-2</td><td>・ JIS A 1481-4</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 箇所</td><td>・ 箇所</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 箇所</td><td>・ 箇所</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 箇所</td><td>・ 箇所</td><td></td></tr></thead></table> その他、石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(厚生労働省)による ・石綿粉じん濃度測定の実施 [9.1.1] 測定時期、場所及び測定点 <table border="1"><thead><tr><th>適用測定名称</th><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定箇所数(各処理作業室ごと)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・測定1</td><td>処理作業前</td><td>処理作業室内</td><td>・()点</td></tr><tr><td>・測定2</td><td></td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>・4方向各1点 ・()点</td></tr><tr><td>・測定3</td><td>処理作業中</td><td>処理作業室内</td><td>・()点</td></tr><tr><td>・測定4</td><td></td><td>ｷﾞｬﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ入口</td><td>・()点</td></tr><tr><td>・測定5</td><td></td><td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td><td>1m/s以下の位置各1点 ・()点</td></tr><tr><td>・測定6</td><td></td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>・4方向各1点 ・()点</td></tr><tr><td>・測定7</td><td>処理作業後</td><td>処理作業室内</td><td>・()点</td></tr><tr><td>・測定8</td><td>(隔離ｼﾞｯﾄﾞ撤去前)</td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>・4方向各1点 ・()点</td></tr></tbody></table> 測定方法 ・自動測定器による測定 <table border="1"><thead><tr><th>測定名称</th><th colspan="3">測定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・測定4</td><td>粉じん相対濃度(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾟﾙﾄﾞﾞﾝ)計、ﾊﾞｰﾐｰﾄﾞﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・測定5</td><td>繊維状粒子自動測定器(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ-ﾓｰﾀｰ)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ JIS K 3850-1に基づいた測定</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>測定名称</td><td>ﾌﾝｸﾞﾙﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ径(mm)</td><td>試料の吸引流量(L/min)</td><td>試料の吸引時間(min)</td></tr><tr><td>・測定4</td><td>・測定5</td><td>25</td><td>5</td><td>30</td></tr><tr><td>・測定</td><td>・</td><td>47</td><td>10</td><td>120</td></tr><tr><td>・測定</td><td>・</td><td>47</td><td>10</td><td>240</td></tr><tr><td>・測定</td><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	材料名	定性分析方法		定量分析方法	・ JIS A 1481-1	・ JIS A 1481-3			・ JIS A 1481-2	・ JIS A 1481-4			・ 箇所	・ 箇所			・ 箇所	・ 箇所			・ 箇所	・ 箇所		適用測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各処理作業室ごと)	・測定1	処理作業前	処理作業室内	・()点	・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	・測定3	処理作業中	処理作業室内	・()点	・測定4		ｷﾞｬﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ入口	・()点	・測定5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1m/s以下の位置各1点 ・()点	・測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	・測定7	処理作業後	処理作業室内	・()点	・測定8	(隔離ｼﾞｯﾄﾞ撤去前)	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	測定名称	測定方法			・測定4	粉じん相対濃度(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾟﾙﾄﾞﾞﾝ)計、ﾊﾞｰﾐｰﾄﾞﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ			・測定5	繊維状粒子自動測定器(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ-ﾓｰﾀｰ)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定			・ JIS K 3850-1に基づいた測定				測定名称	ﾌﾝｸﾞﾙﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)	・測定4	・測定5	25	5	30	・測定	・	47	10	120	・測定	・	47	10	240	・測定	・			
材料名	定性分析方法		定量分析方法																																																																																																			
	・ JIS A 1481-1	・ JIS A 1481-3																																																																																																				
	・ JIS A 1481-2	・ JIS A 1481-4																																																																																																				
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																				
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																				
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																				
適用測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各処理作業室ごと)																																																																																																			
・測定1	処理作業前	処理作業室内	・()点																																																																																																			
・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点																																																																																																			
・測定3	処理作業中	処理作業室内	・()点																																																																																																			
・測定4		ｷﾞｬﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ入口	・()点																																																																																																			
・測定5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1m/s以下の位置各1点 ・()点																																																																																																			
・測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点																																																																																																			
・測定7	処理作業後	処理作業室内	・()点																																																																																																			
・測定8	(隔離ｼﾞｯﾄﾞ撤去前)	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点																																																																																																			
測定名称	測定方法																																																																																																					
・測定4	粉じん相対濃度(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾟﾙﾄﾞﾞﾝ)計、ﾊﾞｰﾐｰﾄﾞﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ																																																																																																					
・測定5	繊維状粒子自動測定器(ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ-ﾓｰﾀｰ)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定																																																																																																					
・ JIS K 3850-1に基づいた測定																																																																																																						
測定名称	ﾌﾝｸﾞﾙﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)																																																																																																			
・測定4	・測定5	25	5	30																																																																																																		
・測定	・	47	10	120																																																																																																		
・測定	・	47	10	240																																																																																																		
・測定	・																																																																																																					

9	環境配慮改修工事	1 石綿含有建材の処理	※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和6年1月31日付け 技術上の指針公示第25号) ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和6年2月(厚生労働省、環境省) ・新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会)																
		2 石綿含有吹付け材の除去	除去工法 [9.1.3] ※改修標準9.1.3による。																
		3 石綿含有保温材等の除去	除去工法 [9.1.4] ※粉じん飛散抑制剤等による潤滑化の後、原形のまま手ばらして行う。 ※作業場から外部への飛散防止措置(隔離養生(負任不要))を行う。 ・掻き落とし・破砕・切断等による除去を行う。 ※[9.1.3](石綿含有吹付け材の除去)により、作業場を隔離養生(負任)する。																
		4 石綿含有成形板等の除去	養生等 [9.1.5] ※建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、閉閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で閉となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 ・作業場所周辺の養生(養生シート等)の実施 石綿含有成形板の種類 <table border="1"><thead><tr><th>材料名</th><th>使用部位</th><th>厚さ(mm)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。	材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考												
材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考																
		5 石綿含有仕上げ塗材の除去	除去工法 [9.1.6] ①水洗い工法 ②手工具ｸﾞﾙﾝ工法 ③集塵装置付併用手工具ｸﾞﾙﾝ工法 ④高圧水洗工法 ⑤集塵装置付高圧水洗工法 ⑥超高圧水洗工法 ⑦集塵装置付超高圧水洗工法 ⑧超音波ｸﾞﾙﾝ工法 ⑨剥離剤併用手工具ｸﾞﾙﾝ工法 ⑩剥離剤併用高圧水洗工法 ⑪剥離剤併用超高圧水洗工法 ⑫剥離剤併用超音波ｸﾞﾙﾝ工法 ⑬ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝｸﾞﾙﾝ工法 ⑭集塵装置付ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝｸﾞﾙﾝ工法 ⑮その他(上記工法と同等以上の効果を有する工法)： 管理型処分場での汚泥としての処理： ・必要																
		6 除去した石綿等の処分等	除去した石綿等の処分 [9.1.3～9.1.6] ※特別管理産業廃棄物として管理型最終処分場での埋立処分 ・中間処理(・都道府県知事等から設置許可を受けた溶解施設での溶解処理) ・大臣認定を受けた無害化処理施設での無害化処理																
		7 外断熱改修	[9.2.2] <table border="1"><thead><tr><th>外装材の種類</th><th>施工箇所</th><th>防火性能</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 断熱材の種類： (厚さ： mm) [9.2.2] ・既存外壁仕上材の撤去 [9.2.3] ・下地の清掃の実施 [9.2.3] ・断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修方法 [9.2.3] ※[4.1.4](外壁改修工法の種類)による ・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 [9.2.4] ※[1.2.2](施工計画書)による品質計画で定める ・不陸等の下地調整 ※図示 ・断熱材の施工(・図示 ・断熱材製造所の仕様による) ・外装材の施工(・図示 ・外装材製造所の仕様による) ・通気層の設置(厚さ： mm) ・外装材の外壁への取付け ※図示	外装材の種類	施工箇所	防火性能	備考												
外装材の種類	施工箇所	防火性能	備考																
		8 断熱・防露改修	断熱材打込み工法の材料 厚さ(mm)： ※図示 [9.3.2] ・①ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ②押出法ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ・③硬質ｸﾞﾗﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ④ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ⑤ｶﾞﾗｽﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝ断熱材 断熱材現場発泡工法の材料 [9.3.3] ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする(吹付け厚さ： mm) 断熱材後張り工法の材料 厚さ(mm)： ※図示 [9.3.4] ・①ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ②押出法ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝ断熱材 ・③硬質ｸﾞﾗﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ断熱材 ④ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝ断熱材 ・上記断熱材にせつこうﾌﾞｰﾄﾞﾞﾝを張り付けたﾊﾞﾙｸの使用(工法：) ・後張り断熱材へのｶﾞｰﾄﾞ直張り(張付け工法：) 9 屋上緑化改修 ・芝、地被類の種類 ※図示 [9.4.2] ・見切り材、舗装材、排水孔、ﾌﾞﾗｯｸﾞ材の仕様 ※図示 [9.4.2] ・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 [9.4.3] ※[1.2.2](施工計画書)による品質計画で定める ・かん水装置の設置 [9.4.3] ・既存保護層等の撤去([3.2.3]による) [9.4.3] ・枯補償の適用 ※期間：引渡しの日から1年間 ・年間 [9.4.4] 10 透水性ﾌﾞﾗｽﾄﾞﾞﾝ舗装改修 既存舗装の撤去、既存舗装の再利用 ※図示 [9.5.2] 凍上抑制層の適用 厚さ： (mm) [9.5.3] 材料： ・砂(・粒度試験の実施) ・ [表9.5.1] ・透水性舗装に用いるﾌﾞﾗｯｸﾞ層の適用：厚さ(mm)： [9.5.3] ・路床安定処理の適用(方法：) [9.5.3] ・路床安定処理用添加材料の種類： [9.5.3][表9.5.2] ・普通ﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝセメント ・高炉セメントB種 ・ﾌﾗｲｱｯｼｬセメントB種 ・生石灰1号 ・生石灰1号 ・消石灰1号 ・消石灰1号 ・盛土材料の種類： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [9.5.3][表8.28.1] ・路床土の支持力比(CBR)： [9.5.3] ・試験の適用(・CBR試験 ・路床締固め試験 ・現場CBR試験) [9.5.3] ・路盤の厚さ： ※図示 [9.5.4] ・路盤材料の種類： [9.5.4][表9.5.3] ・ｸﾞﾗﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ ・粒度調整砕石 ・再生ｸﾞﾗﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ ・再生粒度調整砕石 ・ｸﾞﾗﾝﾌﾞﾙﾄﾞﾞﾝ 鉄鋼ｽﾗｸﾞ ・粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ ・水硬性粒度調整 鉄鋼ｽﾗｸﾞ ・舗装の構成： ※図示 [9.5.5] ・開粒度ﾌﾞﾗｯｸﾞ混合物の抽出試験の実施 [9.5.9][表9.5.8] 番号に○印を付けたものを適用する。																